

## フランスの大学改革 — サルコジ＝フィヨン政権下での改革を中心に —

大場 淳\*

フランスでは、近年、矢継ぎ早に大学改革<sup>1</sup>が進められている。その改革の方向は、大凡、目的に応じた教育の実施と質保証、選択と集中、多様化と差別化、新公共経営（NPM<sup>2</sup>、仏語では *nouvelle gestion publique*）に基づく経営改革—自律性拡大や評価の徹底等—である。かかる改革の方向は全欧州更には世界の大学改革の方向と軌を一にし（Aghion et Cohen, 2004；Charle, 2007；Baker and Brown, 2007），それは高等教育の「市場化（marketisation）」と言い表すことができよう。同国の最近の改革は、主にボローニャ・プロセス及びリスボン戦略に対応して推進され、2000年代以降、学士・修士・博士課程（LMD）の導入（2002年）や研究・高等教育拠点（PRES）の制度整備（2006年）を始めとする諸施策が実施してきた。2007年のサルコジ大統領就任後、フィヨン内閣は早々に永年の政府懸案であった大学自律性を拡大する法律（大学の自由と責任に関する法律、以下「大学自由・責任法」又は「LRU」）を成立させ、更に25年振りに大学教員（enseignant-chercheur）に関する政令の抜本的改正を行うなど、改革の流れは加速している。

その一方で、市場化に向けた大学改革は、公務（service public）とされてきた同国の高等教育の伝統的理念と多分に抵触することとなった。それは、学内での資源配分を巡る対立や学生・教職員による改革反対運動を始めとして様々な軋轢をもたらし、政府に改革案の撤回を余儀なくさせることも一度ならずであった。

本稿は、フランスにおける近年の大学改革—反対論者の言を借りれば「新自由主義的改革」—の動向や背景並びに改革への反対論を整理し、改革を進める上での課題について考察することを目的とする。以下、フランスの高等教育に多大な影響を与えていたボローニャ・プロセスとリスボン戦略を始めとする欧州の大学改革の動向を把握した上で、同国における近年の大学改革—特にサルコジ大統領就任（2007年）後—を概観する。そして、改革への反対論を紹介し、最後に考察を加えることとした。

### 1. 欧州の動向～ボローニャ・プロセスとリスボン戦略

今日、フランスの高等教育は、経済統合に加えて政治的統合が進む欧州の動向を抜きにして考えることは不可能である。その欧州において、20世紀末、2010年を目標として域内における大学の将来を左右する二つの政策が打ち出された。1999年のボローニャ・プロセス（欧州高等教育構想）と2000年の欧州研究構想（以下「両構想」と言う）である。前者は、高等教育担当大臣会合の合意に基づいて、各の高等教育制度の収斂を図りつつ透明性・流動性を高めることによって、欧州高等教育の国際的競争力を強化することが主たる目的である。また、後者は、欧州連合

\* 広島大学高等教育研究開発センター准教授

(EU) の執行機関である欧州委員会（Commission of the European Communities）の政策であって、2000 年の欧州理事会（European Council）で採択されたリスボン戦略に組み込まれて実施されている。当該戦略は、2010 年までに欧州を世界で最も競争的で活力ある知識基盤経済とすることを目指とし、大学はその目標を達成するための人材養成・研究開発にかかる最重要手段とされている。

高等教育に関する EU の政策は強制力を伴うものではないが、EU が目標やその達成度にかかる指標を設定し、各国に進捗状況を報告させることによって、その実施を強く促している。EU の政策ではないボローニャ・プロセスは、もとより各國政府を拘束するものではないが、2005 年からは各國の進捗状況を調査し、その結果を報告書（Bologna Process Stocktaking Report）にまとめて公表して、進捗度の低い国に対して合意事項の早期実行を促している。更に、ボローニャ・プロセスは次第にリスボン戦略に吸収されつつあり<sup>3</sup>、高等教育政策は知識基盤経済に向けての政策の一環とされるようになっている<sup>4</sup>（Charle, 2007 ; Froment, 2007 ; Vinokur, 2008 ; Wende, 2007）。両構想は相俟って、大学間競争や教育の職業専門化を促し<sup>5</sup>、ボローニャ・プロセスの枠組で整備された質保証制度は、リスボン戦略が目的とする大学の卓越性の追求にも用いられこととなったのである（Amaral, 2007 ; Froment, 2007 ; Musselin, Froment et Ottenwaelter, 2007）。

両構想で推進される高等教育改革の主たる力学は、Teixeira et al (2004) が指摘するように「市場化（marketisation）<sup>6</sup>」と表現されよう。市場化は民間活動の規制緩和や行政機関への NPM 適用によって、機関の自律性拡大、事前統制から事後統制への移行、説明責任の確保といった形で現れる。これは近年の日本の高等教育改革で見られた大学設置基準大綱化や国立大学法人化等と方向性を同じくするものである<sup>7</sup>。市場化された高等教育において、大学の教育研究は、市場で提供される「商品」や「サービス」といった扱いを受けるようになる。その質を担保することを目的とするものが質保証であるが、その「質」は学術的な見地からではなく利用者側の視点に専ら基づくものである（Garcia, 2006）<sup>8</sup>。質保証制度の整備は政府の重要な役割であり、今日、高等教育政策における最重要課題の一つとなっているのである。

フランスにおける近年の大学改革は、基本的には上述した欧州の大学の改革の動向と軌を一するものである。次節及び次々節では、両構想に向けて進められるフランスの大学改革の動向を概観し、同国の改革が市場化に向けて進められてきたことを明らかにしたい。

## 2. 欧州高等教育圏・欧州研究圏に向けたフランスの大学改革

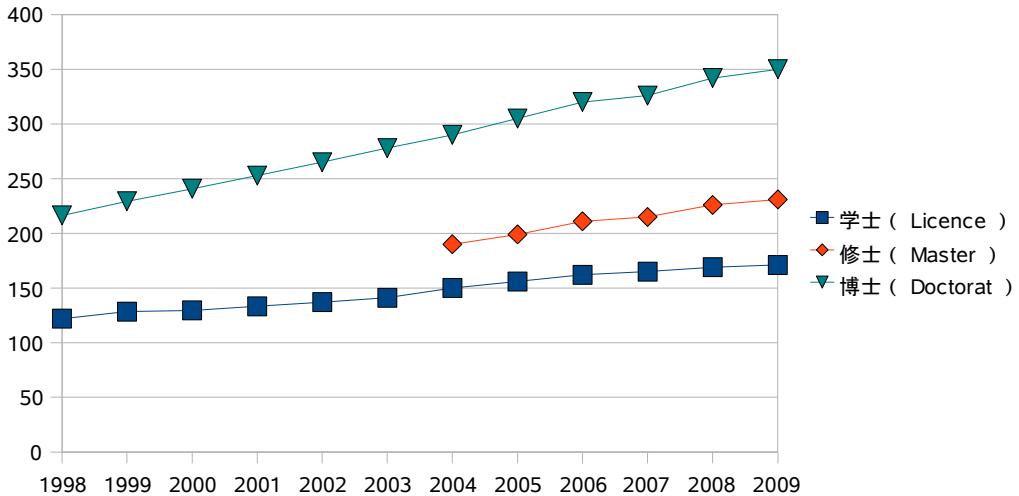
フランスでは、近年、ボローニャ・プロセスに対応した LMD 導入（2002 年）、NPM を採用した予算組織法（LOLF）の適用（2001 年制定、2006 年全面適用）、研究・高等教育拠点（PRES）制度整備（2006 年）と大学統合や他機関との連携推進、国立研究機構（ANR）設置（2006 年）等に見られる競争的資金拡大、研究・高等教育評価機関（AERES）設置（2007 年）による総合的・総括的評価の充実など、行財政改革と並行して全面的な大学改革が進められている。これら一連の改革の方向は、市場化に向けた全欧州の大学改革の方向と軌を一にしている。政府の高等教育政策に強い影響を与えた経済分析評議会（Conseil d'analyse économique）<sup>9</sup>の報告書『経済と成長』（Aghion et Cohen, 2004）<sup>10</sup>は、大学間、大学とそれ以外の高等教育機関間の競争は既に存在し、そ

の競争は国内に止まらず国を越えて行われ、フランスの大学は否応でもその競争に巻き込まれざるを得ない一方で、競争は優れた教育の提供、卓越した教育研究拠点の形成、優れた学生の獲得の手段であるとし、その推進を強く訴えている。

もちろん、欧州における改革の実践は国によって異なっており、フランスにおいては公務（service public）として政府の責任において高等教育が実施されてきたことが、一連の改革を特徴付けてきた（Aghion et Cohen, 2004；Neave, 2004）。例えば、大学は全て国立であり、そのことは政府の行財政改革の影響が大学改革にも大きな影響を及ぼすことを意味する。国の行財政を規定するLOLFによって大学の活動にNPMが適用され、研究・高等教育評価機関（AERES）設置と相俟つて、これまでの国と行政施設としての大学との間の関係が依頼人－代理人（principal-agent）の関係に変わり、目標の明確化や指標整備、評価徹底が図られることとなった。LOLFに基づいて定められた高等教育の目標（2006年予算）では、「社会が必要とする能力と資質を提供するような教育活動の実施」、「大学研究の科学的卓越性と高い国際的水準」、「（研究の）経済社会的影響の拡大」といった卓越性や社会との関係が重視され、その目標の達成度を測るために指標が72項目（うち2項目は三つの小項目に細分される）に渡って設定されている<sup>11</sup>。

また、政府財政状況の悪化とともに、登録料以外の授業料徴収やその他の独自収入確保、地方自治体の負担拡大等による収入源の多様化も課題となってきている（Aghion et Cohen, 2004）。1990～1999年の大学整備計画である大学2000年計画（U2000）並びにそれに続けて2006年まで実施された大学三千年紀計画（U3M）は、大学への財政投資について、地方（州、県、市）の積極的な参加を促していた。

学生が毎年支払う登録料は、日本の学生納付金と比較すれば現在でも遙かに低廉であるが<sup>12</sup>、その額は年々上昇している（図参照）。1998年と2009年を比較した場合、学士課程（LMD適用前については4年次まで）については40%，博士課程については62%の値上げになっている<sup>13</sup>。その間の消費者物価の上昇率は18%<sup>14</sup>に止まっており、依然として低額とは言え、その上昇幅一特に博士課程一は大きい。学費が自己収入となる大学側においても、受益者負担の観点等から<sup>15</sup>、全面的にはないにせよ以前はタブーとされた学費徴収に執行部は前向きである（Aghion et Cohen, 2004）。大学長会議（CPU）第一副議長<sup>16</sup>のJ.-P.フィナンスは、2007年2月のCPUシンポジウムにおいて、高等教育が公務であっても経費がかかる以上必ずしも無償である必要はなく、奨学金の拡大を条件としつつも、収益率の高い職業教育を中心として学生負担の増大が望ましいことを訴えた（CPU, 2008）。貸与制度整備と合わせた学費の導入・値上げは、欧州連合を始めとする国際機関によって1980年代から推奨されている政策であるが、フランス政府はこれに追随してきた訳である（Vinken, 2007）。



出典：各年の関係省令

図 大学（学士・修士・博士課程）登録料の推移（ユーロ／年）

更に登録料に加えて、支払いは任意であるが、各大学が独自に「追加経費（*frais complémentaires*）」や「書類作成料（*frais de dossiers*）」等の名義で、特定のサービス等のために法定外の料金を課している場合が少なくない。例えば、グルノーブル第二大学は、追加的サービスを受けるための「大学パスポート（*passeport universitaire*）」の料金を2005年に69ユーロから200ユーロ（学士課程<sup>17</sup>）に値上げした<sup>18</sup>。大学パスポートを取得することによって、学生は無線LAN、視聴覚機器貸与、留学支援、インターンシップ等の追加サービスを受けることが可能になる。最大の学生団体組織であるフランス全国学生連合（UNEF）の2005年の調査（UNEF, 2005）によれば、6割以上の大学が何らかの形で法定外の料金を課しており、中には3,500ユーロに達しているものもある<sup>19</sup>。UNEFを始めとする学生団体はこれらの経費の多くを違法としてその徴収を非難しており、また、教育省<sup>20</sup>も重ねて法定外料金の取扱いについて注意を喚起している。ド＝ロビアン教育大臣は、2005年7月21日付記者発表声明文で、「かかる経費は任意でなければならず、かつ公高等教育に相応しい追加的サービスでなければならない」と述べ、各大学区長<sup>21</sup>にその趣旨の徹底を求めた。

また、世界大学ランキングが整備され、多くの者がそれらを参照するようになったことも市場化を促す要因として無視できない。世界大学ランキングで用いられている評価法が必ずしも適切ではないことが認識されつつも<sup>22</sup>、それらにおいてフランスの大学が後塵を拝していることに対して強い批判が国会等から寄せられ（Cerisier-ben Guiga et Blanc, 2005），他方で世界におけるフランスの研究の地位低下が危惧されている（Butler, 2007）。このような状況を反映して近年、フランスの大学の世界的認知度を高めるため、大学等の統合・連携の枠組である研究・高等教育拠点（PRES）を軸として、資源投資を集中することによって国際的競争力向上を目指す政策が推進されてきている。2007年3月までに、全国で9か所<sup>23</sup>のPRESが設置された。ラルテュル報告（後述）は、PRESが機関間の調整に基づく資源の有効活用や協働の枠組として有効に機能すると同時に、PRESに参加する各機関は、自律的に戦略を策定しつつも、それを取り巻く地域や地方の環境により配慮するようになっていると評価している。

大学評価については、形成的な機関評価に従事してきた大学評価委員会（CNE）を吸収した研究・高等教育評価機関（AERES）は資源配分決定につながる総括的な評価機関として競争的環境形成の一翼を担うようになり、大学教員の行動や大学内部での力関係に大きな影響を及ぼしている。質保証制度が整備される中で教育の成果や高い質が追求される一方で、研究面では卓越性追求の観点から「出版の多い（publant）」教員の定義がなされて出版数を基礎に教員評価が行われるなど、教員に対する圧力が増大している。また、学内では、資源配分で執行部と部局が対立することも頻繁に見られることとなった<sup>24</sup>。

### 3. サルコジ＝フィヨン政権下の大学改革

2007年のサルコジ大統領の就任は、公共政策包括的見直し（révision générale des politiques publiques: RGPP）が取り組まれる中で、行財政全般への市場原理適用加速をもたらすこととなった。RGPPは、国債発行額を2012年までに国内総生産の6割とすることを目標として、政府財政増加を過去10年の半分（約1%）に抑制し、効果と効率を重視しつつ構造的な経費節減を追求するものである（Josse, 2007）。高等教育に関しては、2008年4月に開催された公共政策改革閣僚会議（Conseil de la modernisation des politiques publiques: CMPP）において、大衆化への対応や国際的威信の向上等を図るため、評価に基づく資源配分、人事を含む大学管理運営の効率化、研究への民間資金の投入拡大、教育の質や修了後の就職等に関する情報公開等が決定された。その際、大学がこれらの課題に自律的に取り組むことが目標達成の鍵となるといった認識が示されている。

フィヨン内閣は、発足早々の2007年8月、永年の政府懸案であった大学の自律性拡大を図る法律（大学の自由と責任に関する法律（LRU））を成立させた。この法律は、予算や人事に関する大学の自律性拡大、管理運営評議会の委員数削減による意思決定の迅速化、学長再選や管理運営評議会の権限拡大等による執行部強化、学生参加の拡大等を図るものである。2009年1月、最初にLRUの適用を受ける20大学が新体制に移行し、残る大学も法制定後5年以内に順次移行することとなっている。なお、LRU制定に当たって、学生の反対運動を恐れた政府は、学生団体との協議において学費（登録料）には一切手を付けないことを約束した（Vinokur, 2008）。しかしながら、前述の通り登録料は継続して物価上昇率を上回って値上げされ、また2009年1月には、与党国民運動連合（UMP）の議員92名が学費導入を前提とした貸与制度に関する法案<sup>25</sup>を国会下院（国民議会）に提出しており、学費問題は継続して検討の対象となっている。

またフィヨン内閣は、2009年、教員の職務の在り方を25年振りに抜本的に見直すことに成功した（政令第2009-460号制定）。これによって、人事にかかる大学の裁量を拡大し、これまで教育及び研究にそれぞれ5割ずつ従事するとされていた教員の職責（教育・研究の割合等）を各大学が決めることが可能になった。但し、改革案に対する教員の反発及び教育が軽視されることを危惧した学生の反対運動もあって、教員組合との交渉の結果、この割合を変更する際には本人の同意が必要とされることが決められた。他方、これまで教員は昇進等の機会を除いて評価を受けることがなかったが、政令改正によって4年毎に業績評価を受けることとなり、各大学は、教員の職責や昇進等の決定の際にその評価結果を参酌することとされた。なお、サルコジ大統領が、検討過程の2009年

1月22日のテレビ放送で、「幾つかの領域では、同等の予算で、フランスの研究者は英国の研究者と比較して3～5割出版物が少ない」などと発言しフランスの研究水準に懸念を表し<sup>26</sup>、物議を醸したことが注目される。この発言に大学教員を始めとする研究者は激しく反発し、中でもフランス大学研究院（Institut universitaire de France: IUF）<sup>27</sup>に所属する大学教員が連名で公開書簡<sup>28</sup>を大統領に提出し、かかる言動は受け入れ難いと述べて、その発言を強く非難した。本件は、大統領がIUFの研究者等を昼食会に招聘するなどして融和を図ったこと<sup>29</sup>などにより政令改正に決定的な影響を与えるまでには至らなかったものの、政府と大学教員間の相互不信を象徴する事件であった。

他方政府は、2008年、大規模競争的資金であるキャンパス計画（Opération Campus）を打ち出し、世界に伍する大学構築を目指して競争並びに機関間の連携・統合を促すこととした。これは主に研究・高等教育拠点（PRES）を対象とするものであり、全国で12地域<sup>30</sup>が選定されている。また、キャンパス計画に選定された大学を中心とする18大学が参加して、2008年12月、フランス研究大学連絡会議（Coordination des universités de recherche intensive françaises: CURIF）が結成された。それに際して、参加大学の一つであるストラスブル大学の学長であるA.ベレツは、この組織が平等主義的な高等教育制度の崩壊につながり得ることを認める一方で、CURIFはフランスの大学に多様性が存在することを示すものであり、その目的は高い水準の研究を維持することであると明言している<sup>31</sup>。

キャンパス計画に選定されていたもののPRES設置が遅れていたパリ市内についても、2009年10月にラルテュル報告（Larrouturu, 2009）がペクレス教育大臣に出されて、漸くその方向性が示された<sup>32</sup>。「パリを世界で最も美しい大学都市にする、それは可能である！」と副題が付された報告書の内容は、世界的規模を目指す統合推進、学生生活の重視、大学図書館の改善、施設整備の推進、PRES運営と機関間の調整に渡っている。「パリ都市大学（Paris Université Cité）」と名付けられたこのPRES計画は、パリ第五大学、同第七大学、パリ政治学院（シアンス＝ポ<sup>9</sup>）、国立東洋言語・文化研究所（INALCO）、公衆衛生高等学院を含む、市内の他の大学等の参加を予定している。本稿では計画の詳細には入らないが、注目すべき点の一つは、大学の自律性（autonomie）に1節を充てて、その定義を行っていることである。それによれば、大学の自律性は、それぞれの機関が自由に活動することや政府から独立していることではなく、決められた枠の中で自己の戦略を立てて政府の承認を受けて、内部組織編成や財政、人事、施設管理等に関する一定の裁量と責任の下で当該戦略を実施することにある。同じ地域に設置されている機関間の調整は必要であり、それは国の責務である。国は、公務の使命を果たす上で機関間に意見の対立があれば調停をしなければならない。ボトムアップとトップダウンの均衡が重要である、と報告書は指摘する。大学人の間で支配的であったこれまでの大学自律性の概念—大学は政府に対して独立し自由に意思決定する<sup>33</sup>—を明確に否定したものと言えよう。

市場化を重視するサルコジ＝フィヨン政権の大学改革の方向性は、大統領からの委嘱を受けて経済発展方策を検討したジャック・アタリ<sup>34</sup>を長とする委員会（フランスの成長促進のための委員会）がまとめた『フランスを変えるための300の決定』と題する2008年1月の報告書（Attali et al, 2008）に最もよく示されている。当該報告書（以下「アタリ報告2008」）は、経済成長を促す観点から大学問題を取り上げて、高等教育財源の拡大、民間資金の活用拡大、世界的研究拠点の構築

(10か所)、大学の自律性拡大（特に財務と教員人事（雇用、給与等）について）、教員制度の見直し、業績評価の強化、欧州大学ランキングの実施等の提言を行った。民間資金の活用拡大や大学の自律性拡大など、これらの提言には市場化の要素が多分に含まれていることが容易に認識されよう。高等教育に関してアタリは、1998年にも高等教育改革にかかる報告書（Attali et al, 1998）（アタリ報告1998）をまとめているが、今回の提言には世界的研究拠点の構築など1998年の報告書の積み残しが含まれている。アタリ報告1998はボローニャ・プロセスの基礎となるLMD制度の根幹を提示した重要な報告であり、政府の中枢近くにいたアタリがまとめた二つの報告が一貫して高等教育の市場化を政府に促し、その多くが実施されていたことが理解されるとともに、ボローニャ・プロセスやLMDが市場化を体現するものであるとの証拠と言えよう。

更に、アタリ報告2008は、サルコジ＝フィヨン政権が進める大学改革の背景や政府の現状認識に詳細に言及しているので、簡単に紹介しておきたい。同報告によれば、フランスは20年来改革ができず諸制度は現代社会の需要に適応できなくなり、暗黙の了解（connivence）と特権（privilège）の社会となる一方で、政府は市民生活の隅々まで規制を及ぼして競争を阻害している。公財政支出の割合はOECD加盟国で最も高く、その伸率は経済成長率より高い。また、欧州で最も税金が高いにもかかわらず、財政赤字は国内総生産の3%を15年来上回っている。これらの事実は壊滅的な影響を社会に与えており、例えば、国際的に評価される大学は数えるほどしかなく、未来に繋がる研究に取り組んでいる研究者も少ない。社会制度の多く一大学も含まれる一は、経年変化によって「化石化」し、その維持のために不必要に高い経費を必要としており、今後は、社会的連帯の維持及び成長への貢献の観点からこれらを評価し、改革を行わなければならない。改革における最優先課題の一つは真の自由を認めることであり、各自が最も才能を発揮できる領域を見付けて様々な面でそれを発展させることが必要である。そして、進取性、競争、技術革新を促し、全ての者の参加を求めつつ、真の知識経済を実践しなければならないと報告書は述べる。すなわち、高等教育は経済成長を確保し、知識経済へ移行するための主要な手段であって、大学の自律性及び個人の自由を拡大しつつ競争を促すことにより、公的経費を削減しつつその改革を進めるべきことを求めたと言えよう。そこには、リスボン戦略に沿って高等教育の市場化を促す方向性が色濃く反映されている。ボローニャ・プロセスがリスボン戦略に収斂されている状況が、フランス国内において鮮明に示されていることが理解されるであろう。

#### 4. 大学改革への批判

市場化を旨とする大学改革は、公務（service public）とされてきたフランス高等教育の伝統的理念と多分に抵触し、様々な軋轢をもたらすこととなった（大場, 2009）。改革に対する批判や抗議活動は、アレゼール（ARESER）<sup>35</sup>を始めとする大学関係者やフランス全国学生連合（UNEF）等の学生団体、教職員組合等から幅広く行われ、学生等による改革への反対運動は、例えば大学の自律性拡大を目指した2003年のフェリ法案撤回に見るように、政府に政策変更を余儀なくさせることもしばしばであった。また、批判的主張は多岐に渡っており、学問の自由への侵害、公務の破壊、競争の不平等性、改革がもたらす悪影響、手続の不適切さ等が指摘されている。例えば、かつてア

レゼールの代表を務めた P. ブルデューは、改革が依拠する新自由主義の理論は徹底した抽象化に基づく単純な数学的虚構であって、教育制度に適用するに際して多くの事項が捨象されることを強く批判した (Bourdieu, 1998)。本節では、改革に批判的な最近の高等教育研究の論者から、代表的と思われる C. シャルル、A. ビノキュール、S. ガルシアの三者の主張を取り上げて紹介した上で、その論調を取りまとめることとしたい。

主としてアレゼール関係者によって著された *Charle et Soulié (dir.)* (2008) は、日本を含む他国の政策も視野に入れつつ、LMD を始めとするフランスの大学改革を手厳しく批判する<sup>36</sup>。「欧洲における大学“改革”の災禍」と題する本書の序章で、アレゼール代表で編者の一人であるシャルルは、ボローニャ・プロセスは里斯ボン戦略に収斂されることによって目的を完全に変え、知識経済に向けた人材育成、経済の必要に応じた研究の推進、企業の国際化推進を可能にするための人的交流を目指すこととなったとする。ボローニャ・プロセスは、新たな文化的・市民的精神を欧洲に吹き込むものでも、文化的多様性や知的伝統の交流を担保するものでもなく、それによって高等教育は、開放市場と競争、経済（至上）原理に従属し、学問領域毎の特性や地域・国の特徴、高等教育が果すべき多様な機能を無視した標準化の下に置かれるようになる。LMD 導入は、2 年次及び 4 年次学位消滅によって得るはずであった学位を得られない学生の発生、LMD が求める教育一職業専門化した教育等一小規模大学での実施困難性、大学間格差の存在及びグランド・ゼコールの LMD 参入（主として修士課程）の下での不平等な競争といった諸々の課題を発生させている。また、シャルルは市場化に反対しつつ、裕福な家庭出身の学生のみに有利な流動性拡大、将来の収入増加を理由とした学費導入の不当性<sup>37</sup>、競争的資金拡大や評価がもたらす社会的・地域的不平等の拡大、競争資金獲得の有無に左右される一人文・社会系に不利な一修了率・年限<sup>38</sup>、数値に基づく評価に対応した論文数の意味のない新しい内容を含まない書き換えの一増大等を指摘する。そして、ボローニャと里斯ボンの両構想を達成困難な幻想として、強く批判するのである。

資本主義に批判的な経済理論を展開してきた A. ビノキュールは、予てより新自由主義的大学改革を批判している。彼女は、大学自由・責任法 (LRU) についての論考 (Vinokur, 2008)において、大学の年次計画がもたらす学問の自由への制約、競争による一部学問領域の衰退、過度の専門特化による国際的競争力や地域発展の阻害の可能性、グランド・ゼコールと比較して公的資金投入の少ない大学が直面する不平等性、LOLF で採用された指標の非合理性、NPM を通じた国家権力の拡大等に懸念を表している。不適切な LOLF 指標の例として留学生の多寡を挙げ、留学生がフランスに来るのは同国の高等教育が低廉であるためか、あるいは質が高いからであるかは不明であって、これでもって大学の業績を判断することはできないと述べる。また、LRU では取り上げられなかった学費問題についても言及し、外国の事例を引用しつつ、各大学に裁量を与えることは学費の高騰並びに過度の債務負担を学生にもたらすとして導入に強く反対している。

社会学者の S. ガルシアは、高等教育への経済理論の適用に積極的に反対論を唱えてきた者である。彼女は、「ボローニャ改革と高等教育の経済化」と題する論考 (Garcia, 2009) で、ボローニャ・プロセスは、経済理論一特に人的資本論と内生的成長論一に依拠しつつ、成長を目的とする「大市場」のための高等教育構想を実現するための手段であって、その下で高等教育に与えられる使命は学位取得者の増加一進学率の増加、継続教育の拡大、退学率の減少一にあるとする。経済的効用追

求の観点から、労働市場への対応や基礎的知識技能（compétences de base）の獲得、市民性の涵養といった非常に曖昧な目的で教育を編成することを大学に迫り、更に、学生を政策の中心に置くことによって経済的規範を高等教育全体に押し付けることの非合理性を批判する。また、教員に対して専門的自律性（学問の自由）を制限しつつサービス提供者となることを強要する一方で、評価と学長権限拡大によってその実効性の担保を図ることがもたらす教員の労働環境悪化や活動水準の低下を、ガルシアは危惧するのである。

改革反対の理由は多様であるが、主要な論点として、人的資本論に依拠する知識経済移行や経済成長の重視に伴う公務員としての伝統的高等教育の放擲への反発、大学の自律性拡大による執行部権限拡大と同僚制組織の解体への抵抗、不平等や地理的不均衡といった競争拡大に伴う諸弊害発生への危惧、根拠に乏しい指標を含む評価制度といった制度や手続上の欠陥への疑念、不適切・不透明な意思決定過程とその上位下達性から生じる不信が含まれよう。これらは各論者の思想・観点や立場を反映するものであって、それぞれに置かれた位置において正当性を有するものであり、今後の改革でも大きな論点となるものと思われる。しかしながら、反対論の中には旧来の制度に過度に固執していたり、既得権擁護的であったり、実施困難と思われたりするものが少くないのも事実である。例えば、A. ルノーは高等教育の在り方を検討する有識者会議（commission de personnalités）を提言し（Renaut, 1995），また、アレゼールは利害関係者を幅広く入れて高等教育問題を協議する「大学議会（parlement des universités）」を提唱するが（ARESER, 1998）<sup>39</sup>，ミュスランがいざれも非現実的な幻想に過ぎないと述べるように（Musselin, 2001）<sup>40</sup>，市場化に向けた改革に抗するだけの理論や枠組を提示しているとは認め難い。

## 5. 今後の課題と展望

以上、フランスでは大学改革が矢継ぎ早に進められ、それに対する反発や批判が少なくないことを見た。しかし、近年は、大学自由・責任法（LRU）が大きな反対運動もなく議会を通ったように、以前と比べて全般的に改革への批判は低調であることは否めない。実際、LRUに対してのみならず、教員関連政令改正に対しても反対運動が展開されたが、いずれも法令案に修正をもたらすことには成功したものの、フェリ法案や初期雇用契約（CPE）の場合のように改革を止めるほどの力はなかった。C. シャルルは、フランスでは長い間衝突無しで大学改革ができなかったことに鑑みて、近年の改革が比較的容易に行われたことを驚嘆をもって受け止めつつ、その背景として次の3点を指摘している（Charle, 2007）。第一は、LMDが導入・適用された2002-2005年は、若年者の失業が拡大した時期と一致しており、また、新たにEUに加盟した欧州周辺国や新興国（中国、インド、ブラジル）の発展に伴う国際経済競争の拡大を前にして、大学教育の職業専門化（professionnalisation），履修課程設定の単純化（具体的にはLMD導入），学位取得期間の短縮は魅力的に映ったことである。第二は、1990年代から着手された社会需要等に対応した教育へ向けた改革が顕在化したことである。この改革方針はLMDの原則の一つともなっており、知識経済に対応した改革として引き続き推進されている。第三は、上述のような変化への適応（aggiornamento）の方向は、ボロニャ・プロセスの目的と完全に一致していたことである。かかる変化適応の下で、大学においては、

職業専門化に対応した課程同様に、伝統的諸学問領域も失業や労働市場における就労能力の低下に備えた教育を提供せざるを得なくなつたのである。

このシャルルの指摘から、フランス高等教育が経済・社会の世界化（globalisation、仏語ではmondialisation）の中に次第に巻き込まれ、対応を余儀なくされて改革が進められてきた様子が明瞭に見て取れよう。その意味において、シャルルも含めた改革反対論者の議論は、世界化への反対を一つの軸として展開されたと受け取ることができる。他方、反対論者の多くが批判する Aghion et Cohen (2004) は、LMD が格差拡大をもたらす要因を内包することを認めつつも、大学改革は国内に止まらず国境を越えた世界的な問題であって、世界の中でフランスがその地位を維持・向上し、国民に対して豊かな生活を保証していくためには、高等教育における競争は不可欠であるとする。しかしながら、多様性を損なう標準化の圧力や評価基準の不明瞭性といった指摘に対して、競争推進者一人的資源論・内生的成長論者一が十分に応えているとは思われない。前述のブルデューが指摘した問題は根本的には解決されておらず、他方において、反対論も改革推進者が攻撃対象としている同僚制や参加型民主主義に依拠している場合が少なくない。すなわち、改革推進者と反対者の議論は噛み合わずすれ違いのまま政策が推進される一方で、それに対して推進者によって聞き入れられない批判が反対者から繰り返されている。そうしたすれ違いの背景に両者間の立場や思想・見解の相違があるのは当然であろうが、ここでは重要な理由の一つとして、フランスの高等教育における政策決定過程上の問題を指摘しておきたい。

フランス高等教育界に多大な緊張をもたらしている一連の大学改革は、主として政府・教育省と大学長会議（CPU）で代表される大学管理者の間で構想され、現場の当事者である教員や学生—特に前者、中でも人文社会系（Dizambourg, 2007）—が排除されている感が否めない。加えて、サルコジ大統領就任後の改革においては、政府は鍵となる一部の者を巧みに取り込む一方で<sup>41</sup>、その手法は上位下達的性格を強めている。2009年初頭の大学教員制度改革について E. フリートベルク（前組織社会学研究所長）は、改革の方向は概ね適切としつつも、当事者への協議不足といった点において手続に大きな問題があったと述べている（Friedberg, 2009）。他方、合意形成に関しては、政府内において徹底した市場化を目指す者と伝統的な政府の役割を重視する者の間で意見の相違があり、また、大学管理者においても競争力のある大学の管理者とそうでない大学の管理者の改革に対する姿勢は大きく異なっている（Charle, 2007）。上位下達的に進められて当事者から幅広い支持を得られず、また、改革推進者においても合意に欠けるような大学改革が将来にわたってどのような成果を社会全体にもたらすかは、現時点では不明と言わざるを得ないであろう。

今日、社会の高度化に伴って行政による公共の限界が指摘され、規制緩和や政府以外の多様な公共の担い手の登場が期待されているが（早川ほか, 2004），公共的性格が強い同国の高等教育においても、大学の自律性拡大に向けて政府の役割見直しは不可避であると思われる。一見すれば、LRU を始めとする市場化に向けた同国の改革は政府の役割後退をもたらしているような印象を与えているが、ラルテュル報告に見られるように、大学の自律性を制約する形で国の役割が強調されている状況は変わりない。むしろ、評価の強化を含む質保証制度の整備によって、大学の自由な教育・研究が大幅に損なわれることが危惧されている。競争拡大や質保証制度が標準化をもたらし大学の学術的自律性（academic autonomy）を縮減するといった議論は他国でも見られるが（Alderman,

1996 ; Shattock, 2003) , フランスにおいても研究・高等教育評価機関 (AERES) 設置以降総括的となった評価制度は、自主的な教育研究の改善を促すというよりも政策を実現するための手段として用いられ (Garcia, 2008 ; 2009) , 更に AERES の評価結果に応じた資源配分が間もなく開始される予定である<sup>42</sup>。その結果、競争によって強者は更に強くなつて弱者は更に弱くなるといったマタイ効果が働いて大学が階層化されて、社会の需要に対応する多様な高等教育が実現されるよりも、階層毎に教育・研究の標準化が進むことも十分に予想される。

国際的な競争がある以上、世界化に対応した競争が国内で行われることは避け難く、伝統的な公役務としての高等教育の在り方の見直しも必須であると思われる。高等教育全体の発展のためには、所与の資源の下で、個々の機関・教員が創造性を発揮でき、高い教育研究の水準を維持しつつ、高等教育の多様性確保を可能にするような制度づくりが必要であろう。適切な形で実施される市場化はそのための有効な手段であるが、市場化の有効性は高等教育への社会の視点に大きく左右されること (Jongbloed, 2004) に鑑みて、契約政策や評価制度等の精緻化と併せて、幅広く当事者の参加を得つつ、協議を重ねて合意形成を図って政策を決定していくことが期待される。

## 【注】

- <sup>1</sup> 特に大学と大学外の高等教育機関を区別して記述する場合を除いて、本稿では大学に学位（免状）授与権を有する他の高等教育機関を含んでいる。
- <sup>2</sup> 仏英語の原語表記については、通常略称で用いられるものは、全体の表記を記さずに略称のみを付記する。
- <sup>3</sup> Lorenz (2007) は、ボローニャ宣言自体が新自由主義やNPMに基づくと指摘しており、その見解によれば、当初から両構想は同じ基礎に立って策定・実施されたものとなる。実際 Lorenz は「パリ・ボローニャ・リスボンの三つの宣言は一つのことしか行っていない」，すなわち経済的視点から教育を取り扱うこと—教育の商品化—であり、多様な各国の制度を単一の競争的な欧洲教育市場に転換することを目指すものと述べる。
- <sup>4</sup> 但し、リスボン戦略で対象とされる高等教育は理工系科学（hard science）を中心とする研究や技術革新に関わるものであつて、そうした限定性はボローニャ・プロセスの展開に大きな影響を与えており（Froment, 2007）。
- <sup>5</sup> さらに、職業教育にかかるコペンハーゲン・プロセスで設定される資格枠組（European Qualifications Framework）が高等教育と職業教育の参照可能性を図ることを推進している（木戸, 2008）。
- <sup>6</sup> 「市場化」の英訳は“marketisation”であるが、それに対応する仏語表現が次如している。直訳すれば“marchandisation”になろうが、同語には英語の“marketisation”にはない軽蔑的な意味が込められており、高等教育については政府が進める大学改革への批判的表現（marchandisation de l'enseignement supérieur）の一環—教育を売り物に（商品化）するなどの意—として用いられることが多い（例えば Mafeis (2009)）。
- <sup>7</sup> 日本における高等教育市場化については、天野（1999；2004）等参照。
- <sup>8</sup> 更に Charle (2007) は、「質保証」を専門官僚（technocrate）の業界用語としつつ、競争的環境

- の下において、大学教育の内容を雇用者の要求に従って編成させるための手段と位置付けている。
- <sup>9</sup> 1997年に設置された経済政策に関する総理大臣の諮問機関。約30人の経済専門家で構成される。
- <sup>10</sup> Garcia (2008) は、人的資本論及び内生的成長理論に基づく同報告が政府によって積極的に活用されたことを指摘している。
- <sup>11</sup> 詳細は大場 (2007) 参照。
- <sup>12</sup> 2009-2010年度現在の登録料（年額）は、学士課程171ユーロ、修士課程231ユーロ、博士課程350ユーロである。これ以外に、学生は保険料198ユーロを支払わなければならない。
- <sup>13</sup> 修士については、LMDで新たに創設された学位（免状）にかかる課程（4-5年次）であることから、それ以前の課程との比較が困難である。原則として、LMD前の4年次については3年次までと同額、5年次については博士課程の前段階である専門研究課程（DEA）は1-4年次と同額で、職業教育に特化した高等専門職課程（DESS）は博士課程と同額であった。
- <sup>14</sup> INSEE: Tableau des valeurs de l'indice des prix à la consommation. France entière (métropole et DOM), base 100 en 1998.
- <sup>15</sup> 更にAghion et Cohen (2004) は、学生の授業への欠席率が高いことを無償制廃止の理由の一つに挙げている。
- <sup>16</sup> 当時議長は教育大臣だったので、第一副議長がCPUを代表する者である。
- <sup>17</sup> 修士課程は400ユーロ。但し、職業修士2年目は900ユーロである。
- <sup>18</sup> Le Monde du 23 juillet 2005.
- <sup>19</sup> エクス＝マルセイユ大学企業経営教育研究センター（IAE）の職業修士課程2年次における追加的諸経費。
- <sup>20</sup> フランスでは内閣が代わるごとに省庁構成が変わるために、教育行政を所管する省の名前が一定しない。本稿では、便宜上教育行政所管省を「教育省」、担当大臣を「教育大臣」と記す。
- <sup>21</sup> 国民教育行政の地方行政区画（概ね州単位に設置）である大学区（académie）の長。各大学で総長（chancelier）の地位を有する。
- <sup>22</sup> 例えばFert (2008) は、上海交通大学のランキングにおいて、国立科学研究センター（CNRS）によって雇用される教員については、その活動の半分しか考慮されないことの不合理性を指摘している。また、Gingras (2009) は、同ランキングの方法論を批判しつつ、それを非学術的と形容している。
- <sup>23</sup> 内訳はパリ近郊3か所、エクス＝マルセイユ、ナンシー、ボルドー、リヨン、トゥルーズ、ブルターニュである。
- <sup>24</sup> 主としてフランスの大学関係者からの聞き取りに基づく。
- <sup>25</sup> Proposition de loi relative à la création du prêt étudiant garanti par l'État et à remboursement différé et conditionnel, N° 1391 Assemblée nationale, le 21 janvier 2009.
- <sup>26</sup> Le Monde interactif du 12 février 2009.
- <sup>27</sup> 大学における高度研究の支援及び優れた若手研究者育成を目的として1991年に設置された教育省の機関。5年間の任期で選考された大学教員で構成され、当該教員は所属大学で教育研究に従事するが、その間研究費が支給されるとともに教育に関する負担が軽減される。

- <sup>28</sup> Institut Universitaire de France: « LA LETTRE DES 122 » à Monsieur N. Sarkozy, Président de la République Française, le mercredi 11 janvier 2009.
- <sup>29</sup> <http://sciences.blogs.liberation.fr/home/2009/03/nicolas-sarkozy.html>
- <sup>30</sup> 選定されたのはパリ市、パリ近郊（サクレ、コンドルセ）、その他9か所である。
- <sup>31</sup> Le Monde du 28 janvier 2009 « Des universités au-dessus du lot ».
- <sup>32</sup> 本報告は中間報告であり、最終報告は同年12月に予定されている。
- <sup>33</sup> この意味での「自律性（autonomie）」は、日本語では「自治」と訳されることが多いが（寺崎、1998），仏語では「自律性」と「自治」はいずれも“autonomie”である。
- <sup>34</sup> 貧困・低所得者の自立支援を目的とする小規模金融を推進する国際民間団体 PlaNet Finance 会長。理工科学院やパリ第九大学等の教員、ミッテラン大統領補佐官、国務院評定官（conseiller d'État），欧州復興開発銀行総裁等を歴任。
- <sup>35</sup> 高等教育と研究の現在を考える会。P. ブルデュー及びC. シャルルを中心に1992年に組織された大学教員等の研究会組織。政府が進める大学改革に批判的な活動を展開している。
- <sup>36</sup> 大前敦巳による本書の新刊紹介が日仏教育学会年報第14号（平成20年発行）に収録されている。
- <sup>37</sup> 学位取得によって必ずしも高い収入が得られるとは限らない、学問領域間によって収益率の相違が大きい、経済状況が変化する中で収益率の予想は困難である、全体的な学歴上昇によって個人の収益率は低下することなどを挙げている。この指摘は人的資本（capital humain）論を批判したものであるが、同じ立場から Duru-Bellat (2006) は、単純に学歴が高くなることを「学歴インフレーション」と称して批判的に議論を展開している。
- <sup>38</sup> これについてはAERES (2008) で取り上げられている。
- <sup>39</sup> 「大学議会」については岡山 (2005) に詳しく紹介されている。
- <sup>40</sup> ミュスランは、こうした会議等は意見の集約が困難であることを指摘する一方で、それらは中央集権の道具となって、多様性を否定する伝統的な大学像維持につながると批判する。
- <sup>41</sup> LRU 制定の際の過程にこれを見ることができる。岡山 (2008) 参照。
- <sup>42</sup> Le Monde du 1er avril 2009 « Un nouveau paysage universitaire concurrentiel ».

## 【参考文献】

- 天野郁夫 (1999) 『大学—挑戦の時代』東京大学出版会。
- 天野郁夫 (2004) 『大学改革—秩序の崩壊と再編』東京大学出版会。
- 大場淳 (2007) 「フランスにおける国家予算制度改革と大学への影響—自律性拡大と評価制度整備に向けて—」『大学論集』第38集, 103-124頁。
- 大場淳 (2009) 「高等教育の市場化：平等と卓越の狭間で—フランスにおける公役務概念の変化に着目して—」『大学論集』第40集, 36-49頁。
- 岡山茂 (2005) 「フランスにおける大学評価—CNE(全国大学評価委員会)の役割をめぐって—」『現代社会と大学評価』創刊号, 95-119頁。
- 岡山茂 (2008) 「大学改革の日仏比較と学長たちの惑星的思考」『現代思想』第36巻第12号, 143-153頁。
- 木戸裕 (2008) 「ヨーロッパ高等教育の課題—ボローニャ・プロセスの進展状況を中心として—」

- 『レフアレンス』691, 5-27頁。
- 羽田貴史 (2004) 「国立大学法人制度をめぐる論点整理」高等教育研究叢書80, 67-74頁。
- 寺崎昌男 (1998) 『大学の自己変革とオートノミー:点検から創造へ』東信堂。
- 早川純貴・内海麻利・田丸大・大山礼子 (2004) 『政策過程論:「政策科学」への招待』学陽書房。
- AERES (2008) *Synthèse de l'évaluation des écoles doctorales de la vague B*. Paris: AERES.
- Aghion P., & Cohen É. (2004) *Éducation et croissance*. Paris: La documentation française.
- Alderman G. (1996). Audit, Assessment and Academic Autonomy. *Higher Education Quarterly*, 50, 178-192.
- Amaral A. (2007) Higher education and quality assessment: The many rationales for quality. In L. Bollaert et al. (Eds.), *Embedding Quality Culture in Higher Education: A Selection of Papers from the 1st European Forum for Quality Assurance* (pp 6-10). Brussels: EUA.
- ARESER (1997). *Quelques diagnostics et remèdes urgents pour une université en péril*. Paris: Raisons d'Agir Éditions.
- Attali J. et al (1998) *Pour un modèle européen d'enseignement supérieur*. Paris: MEN.
- Attali J. et al (2008) *300 décisions pour changer la France – Rapport de la Commission pour la libération de la croissance française*. Paris: La documentation française.
- Baker S., & Brown B.J. (2007) *Rethinking Universities: The Social Functions of Higher Education*. London: Continuum.
- Bourdieu, P. (1998) L'essence du néolibéralisme. *Le Monde diplomatique*, mars, 3.
- Butler D. (2007) Is French science in decline.... *Nature*, 446, 854.
- Cerisier-ben Guiga, M., & Blanc, J. (2005) *Rapport d'information fait au nom de la Commission des affaires étrangères, de la défense et des forces armées sur l'accueil des étudiants étrangers en France*. Paris: Sénat.
- Charle C. (2007) Universités françaises et universités européennes face au défi de Bologne. In Charle, C., & Soulié, C. (dir.), *Les ravages de la « modernisation » universitaire en Europe* (pp 9-31). Paris: Édition Syllepse.
- Charle C., & Soulié C. (dir.) (2007) *Les ravages de la « modernisation » universitaire en Europe*. Paris: Syllepse.
- CPU = Conférence des présidents d'université (2008) *Actes du colloque de Metz 14-16 février 2007: L'université est une chance*. Paris: CPU.
- DGME = Direction générale de la modernisation de l'État (2008) *La révision générale des politiques publiques (RGPP)*. Paris: DGME.
- Dizambourg B. (2007) Transformations universitaires: un modèle international?. *Revue internationale d'éducation*, 45 (septembre), 17-25.
- Duru-Bellat M. (2006) *L'inflation scolaire: les désillusions de la méritocratie*. Paris: Seuil. [ドュリュ=ベラ, マリー (林昌宏訳) (2007) 『フランスの学歴インフレと格差社会:能力主義という幻想』明石書店]
- Fert A. (2008) *Comment le classement de Shanghai désavantage nos universités*. *Le Monde*, le 28 août.
- Friedberg E. (2009) De l'inertie institutionnelle à l'incompétence de nos gouvernants. *Le Monde*, 16 janvier.

- Froment É. (2007) Quality assurance and the Bologna and Lisbon objectives. In Bollaert, L. et al (Eds.), *Embedding Quality Culture in Higher Education: A Selection of Papers from the 1st European Forum for Quality Assurance* (pp 11-13). Brussels: EUA.
- Garcia, S. (2006) L'assurance qualité un outil de régulation du marché de la formation supérieure et de gestion des universités. *Cahier de la recherche sur l'éducation et les savoirs*, 5, 69-93.
- Garcia S. (2008) L'expert et le profane: qui est juge de la qualité universitaire ?. *Genèses*, 70, 66-87.
- Garcia S. (2009) Réformes de Bologne et économicisation de l'enseignement supérieur. *Revue du MAUSS*, 33, 122-140.
- Gingras Y. (2009) Le classement de Shanghai n'est pas scientifique. *La recherche*, 430, 46-50.
- Jongbloed B. (2004). Regulation and Competition in Higher Education. In P. Teixeira, B. Jongbloed, D. Dill & A. Amaral (Eds.), *Markets in Higher Education: Rhetoric or Reality?* (pp 87-111). Dordrecht: Kluwer.
- Josse P. (2007) *Présentation de la RGPP*. Paris: Direction du budget.
- Larroutuou B. (2009) *Pour rénover l'enseignement supérieur parisien: faire de Paris la plus belle métropole universitaire du monde, c'est possible!*. Paris: MESR.
- Lorenz C. (2007) « L'économie de la connaissance », le nouveau management public et les politiques de l'enseignement supérieur dans l'Union européenne. In Charle, C. & Soulié, C. (dir.), *Les ravages de la « modernisation » universitaire en Europe* (pp 33-52). Paris: Édition Syllèphe.
- Mafeis L. (2009). Décret Pécresse: la marchandisation de l'éducation. *Parti de Gauche*, édition du 12 octobre.
- Musselin C. (2001). *La longue marche des universités françaises*. Paris: PUF.
- Musselin C., Froment E., & Ottenwaelter M. -O. (2007) Le processus de Bologne: quels enjeux européen?. *Revue internationale d'éducation*, 45, 99-110.
- Neave G. (2004) The Temple and its Guardians: An Excursion into the Rhetoric of Evaluating Higher Education. *The Journal of Finance and Management in Colleges and Universities*, 1, 212-227.
- Renaut A. (1995). *Les révolutions de l'université: Essai sur la modernisation de la culture*. Paris: Calmann-Levy.
- Shattock M. (2003). *Managing Successful Universities*. Berkshire: Open University Press.
- Teixeira P., Jongbloed B., Dill D., & Amaral A. (Eds.) (2004) *Markets in Higher Education: Rhetoric or Reality?*. Dordrecht: Kluwer.
- UNEF = Union nationale des étudiants de France (2005) *Frais d'inscription illégaux: le scandale!*. Paris: UNEF.
- Vinokur A. (2007) Study Now, Pay Later. Endettement étudiant et restructuration de l'enseignement supérieur. In Vinokur, A. (coordonné par), *Pouvoirs et financement: Qui pays décide?* (pp 219-245). Paris: L'Harmattan.
- Vinokur A. (2008) La loi relative aux libertés et responsabilités des universités: essai de mise en perspective. *Revue de la régulation Capitalisme, institutions, pouvoirs*, 2, revue sur web.
- Wende M.v.d. (2007) Internationalization of Higher Education in the OECD Countries: Challenges and Opportunities for the Coming Decade, *Journal of Studies in International Education*, 11, 274-289.

Résumé de l'article publié dans *Research in Higher Education* 41, mars 2010, Institut de Recherche pour l'enseignement supérieur, Université de Hiroshima

## La modernisation des universités en France

– Réflexion sur la politique « néo-libérale » d'enseignement supérieur de Sarkozy-Fillon –

Jun Oba\*

En France, depuis quelques décennies, l'enseignement supérieur a fait l'objet de réforme et les universités ont connu des évolutions considérables, telles que la professionnalisation des formations et la structuration de la recherche (école doctorale, évaluation, etc.). Depuis la fin du 21ème siècle, la réforme universitaire française s'est déroulée notamment dans le cadre des politiques européennes, en particulier le processus de Bologne et la stratégie de Lisbonne. Le premier étant englobé dans la seconde, la réforme mise désormais sur la compétition entre les universités pour promouvoir l'économie du savoir la plus compétitive.

Cette réforme a été accélérée après la formation du gouvernement de F. Fillon sous la présidence de N. Sarkozy qui avait qualifié le problème de l'université de priorité absolue lors de sa campagne électorale. Dès sa constitution, le nouveau gouvernement a commencé à élaborer un projet de loi sur l'autonomie des universités, projet qu'aucun des précédents gouvernements n'avait pu réaliser devant la protestation étudiante, et a réussi à le faire adopter par le parlement en quelques mois. La politique d'enseignement supérieur de Sarkozy-Fillon envisage notamment de faire figurer des universités françaises aux premiers rangs des classements internationaux, moyennant le regroupement d'établissements, le financement concurrentiel et l'évaluation.

Cependant cette politique, qualifiée de « néo-libérale » par les opposants, a accentué les tensions entre le gouvernement et le milieu universitaire. Les critiques contre la réforme sont très nombreuses et multidimensionnelles. Force est de constater que, comme les expériences étrangères le suggèrent, les dispositifs en vue d'une excellence académique – l'assurance qualité des formations et la mise en concurrence des équipes et des établissements – comporte le risque d'une normalisation rigide qui ne tient compte ni des spécificités disciplinaires, ni des particularités régionales et d'une désertification de certains domaines de connaissance moins compétitifs sur le plan économique, ce qui peut réduire la diversité culturelle et celle du champ des connaissances.

Cet article a pour objectif de retracer la réforme universitaire en France, notamment celle qui est lancée sous l'administration de Sarkozy-Fillon, et de fournir des éléments de réflexion sur l'opportunité de cette réforme.

---

\*

Maître de conférences, Institut de recherche pour l'enseignement supérieur (RIHE), Université de Hiroshima